

資料1. 宜野湾市地域公共交通推進協議会の設置について(説明資料)

1. 地域公共交通計画について

【地域公共交通計画の概要】

- 『地域公共交通計画』とは、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」(以下、「活性化推進法という。))に基づく法定計画です。⇒『地域にとって望ましい地域旅客輸送サービスの姿』を明らかにする地域公共交通のマスタープラン ※国交省資料より抜粋
- 活性化推進法では、計画を作成することが自治体の「努力義務」とされています。

【計画策定の背景・目的】

- 本市は、普天間飛行場を取り囲むように中南部都市圏の発展軸である国道 58 号、国道 330 号が配置されたことで急速に市街化が進展しました。それにより、普天間飛行場の周りを幹線道路網や密度の高い市街地が取り囲み、不健全で非効率な都市構造となっております。
- 一方、誰もが住みやすく安全・快適で持続的発展が可能なまちづくりに取り組むためには、持続可能な地域公共交通網を形成する必要があります。そのため、地域交通に関するマスタープランとなる「宜野湾市地域公共交通計画」の策定に着手します。
- 令和 4 年度は、基礎調査として公共交通に係る現況把握や市民等のニーズ調査、地域公共交通策定に向けた課題の分析を行い、令和 5 年度は地域公共交通計画策定に取り組みます。
※令和 4 年度調査事業の概要は次頁をご参照ください。

2. 宜野湾市地域公共交通推進協議会の目的

- 活性化推進法では、「地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うため協議会を組織することができる」とされています。
- 本市においても、地域公共交通計画の作成に関する協議及び計画の実施に係る事項について協議・調整を行うため、活性化推進法に基づく法定協議会として『宜野湾市地域公共交通推進協議会』を設置します。

3. 協議会スケジュール (案)

- 協議会は年3回程度の開催を予定しており、第1回協議会(今回)につきましては書面会議形式により協議会規約、会長・副会長の選任について協議を行いたいと考えております。
※今年度のスケジュール(案)につきましては、次頁をご参照ください。
- 令和 5 年度においても、計画策定に向けた協議・調整を行うため年3回程度の開催を予定しています。

令和4年度調査概要（案）

(1) 公共交通に関する現況把握

- ①人口動向（R2 国勢調査等）、主要施設等配置状況、交通特性など地域特性の整理
- ②既存公共交通の現況把握（路線バス、公共交通空白地域、送迎サービス等）
- ③県、周辺市町村における公共交通関連施策の動向整理
- ④上位・関連計画等におけるまちづくりの方向性の整理

(2) 市民等の意向把握アンケート調査

- ①市民アンケート調査によるニーズ調査
- ②路線バス利用者ヒアリング調査（市内バス停のうち乗降客数の多い6箇所程度）
- ③市内施設管理者ヒアリング調査（コンベンションセンター、大学、高等学校、ホテル等）
- ④交通事業者・関係団体ヒアリング調査

(3) 地域公共交通を取り巻く課題の整理

- ①公共交通に関する現況把握、アンケート調査等を踏まえた課題の整理
- ②クロスセクター効果に関する検討

(4) 周辺市町村との連携会議の開催

(5) 宜野湾市地域公共交通推進協議会の開催（第1回書面会議も含め3回程度）

実施スケジュール（案）

実施項目	4月	9月	12月	3月
1. 公共交通に関する現況把握	←→			
2. 市民等の意向把握アンケート調査	←→			
3. 地域公共交通を取り巻く課題の整理	←→			
4. 周辺市町村との連携検討会議の開催	←→		←→	
5. 宜野湾市地域公共交通推進協議会の開催	←→	←→	←→	
6. 調査検討結果、課題整理、各会議結果等の取りまとめ	←→			

【参考】「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」(平成19年法律第59号) ※一部抜粋

(地域公共交通計画)

第五条 地方公共団体は、基本方針に基づき、国土交通省令で定めるところにより、市町村にあっては単独で又は共同して、都道府県にあっては当該都道府県の区域内の市町村と共同して、当該市町村の区域内について、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画(以下「地域公共交通計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 地域公共交通計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- 二 地域公共交通計画の区域
- 三 地域公共交通計画の目標
- 四 前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項
- 五 地域公共交通計画の達成状況の評価に関する事項
- 六 計画期間

(中略)

(協議会)

第六条 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体は、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会(以下この章において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体
- 二 関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
- 三 関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者

3 第一項の規定により協議会を組織する地方公共団体は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号に掲げる者に通知しなければならない。

4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。

5 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。